

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

印刷、一般委託業務及び賃貸借の入札における価格内訳書の提出について

このことについて、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布され、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、すべての公共工事において、入札の際に入札金額の内訳書の提出が義務付けられました。

本市におきましても、平成27年4月1日から、法の規定に基づいた運用を行うこととなり、あわせて、印刷、一般委託業務及び賃貸借の入札におきましても、工事と同様に、下記のとおり取り扱うこととしますので、事業者の皆様におかれましては、下記内容について遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

1 印刷、一般委託業務及び賃貸借の入札における価格内訳書の提出

平成27年4月1日以降に入札公告を行う印刷、一般委託業務及び賃貸借より、入札に参加する全ての方について、入札書の提出と同時に価格内訳書の提出が義務付けられます。

提出の時期	入札書の提出と同時に提出
提出書類	業務ごとに指定される価格内訳書様式 ※Excel、PDF、Calc ファイルでの提供とし、仕様書等とともに、市ホームページよりダウンロードしていただくこととなります。
記載内容	業務ごとに市が設定します。（別紙参考様式参照）
提出の方法	業務ごとに指定される価格内訳書（Excel ファイル）に金額を入力の上、入札書と価格内訳書を郵便入札用封筒に同封し、封印（裏面に割印）をして提出していただきます。
無効とする取り扱い	<ul style="list-style-type: none">・ 価格内訳書の合計金額と入札書の入札金額とが異なる入札・ 価格内訳書中の金額の小計、合計が合わない入札・ 指定された価格内訳書とは異なる内容の書類が添付された入札・ 明らかに積算の事実が認められない入札